

議案第 59 号

飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 12 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う改正

飛驒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年飛驒市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「要介護者を介護する職員」を「日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員」に改め、同項中「(以下「要介護者」という。)」を削る。

第8条の4第4項中「要介護者を介護する職員」を「日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員」に改め、同項中「日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。)」を「要介護者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第8条の2 略 (育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2 前項の規定は、第16条第1項に規定する<u>要介護者を介護する職員</u>について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、市の規則の定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市の規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者(以下「<u>要介護者</u>」という。))のある職員が、市の規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 略 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の4 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する<u>要介護者を介護する職員</u>について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして市の規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「<u>要介護者</u>」という。))のある職員</p>	<p>第1条～第8条の2 略 (育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2 前項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、市の規則の定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市の規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者_____のある職員が、市の規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 略 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の4 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして市の規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者_____のある職員</p>

が、市の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

以下 略

が、市の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

以下 略

飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う改正

2 改正の内容

働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めるため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）が改正されたため、所要の改正を行うもの。

3 施行日 公布の日